

委第1号議案

東大和市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年6月2日

提出者

東大和市議会議会運営委員会

委員長 木 下 富 雄

## 東大和市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

東大和市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第46条の見出し中「審査会」を「審査請求に関する審査会」に改め、同条第1項中「第1条」を「第1条の2」に、「に諮問し」を「（以下「審査会」という。）に諮問し」に改める。

第51条の見出し中「審議会」を「制度運用に関する審査会」に改め、同条中「東大和市個人情報保護審議会条例（令和4年条例第34号）第1条に規定する東大和市個人情報保護審議会」を「審査会」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（東大和市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

2 東大和市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「令和5年条例第20号。」の次に「第5号、」を加え、同項に次の1号を加える。

（5）議会個人情報保護条例第51条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

第10条の2第1項中「同じ。）」の次に「及び議会」を加え、同条第2項中「実施機関」の次に「及び議会」を加える。

（東大和市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例の施行の日前に改正前の第51条の規定により東大和市個人情報保護審議会条例を廃止する条例（令和8年条例第 号）による廃止前の東大和市個人情報保護審議会条例（令和4年条例第34号）第1条に規定する東大和市個人情報保護審議会にされた諮問は、東大和市情報公開・個人情報保護審査会条例第1条の2に規定する東大和市情報公開・個人情報保護審査会にされたものとみなす。